

淡海子ども・若者プランの策定

(1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、少子から家庭環境の変化など子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

(2) 計画の位置づけ

- 滋賀県における子ども・若者支援施策に関する総合的な計画
- 滋賀県基本構想を初めとして、滋賀県が策定する他の構想、計画、指針等と整合した計画
- 「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)、「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)、「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)、「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)を含む計画

(3) 計画の期間

平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間

基本理念

子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを安心して育て、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域に明るさと活力が生まれる、「子ども・子育て環境日本一の滋賀」を目指す。

《子ども・若者は》

人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育つ

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であり、将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在です。子ども・若者が、人権を尊重され、自身と誇りを持って健やかに成長しています。

《保護者は》

子どもを安心して育て、ともに育つ

子育ては保護者にその第一義的な責任があることは言うまでもありませんが、責任を持って子育てに取り組む保護者を社会全体で支えることにより、保護者が子どもを安心して育てることができ、また子育てとむきあう中で保護者も成長することができる環境が生まれます。

《地域は》

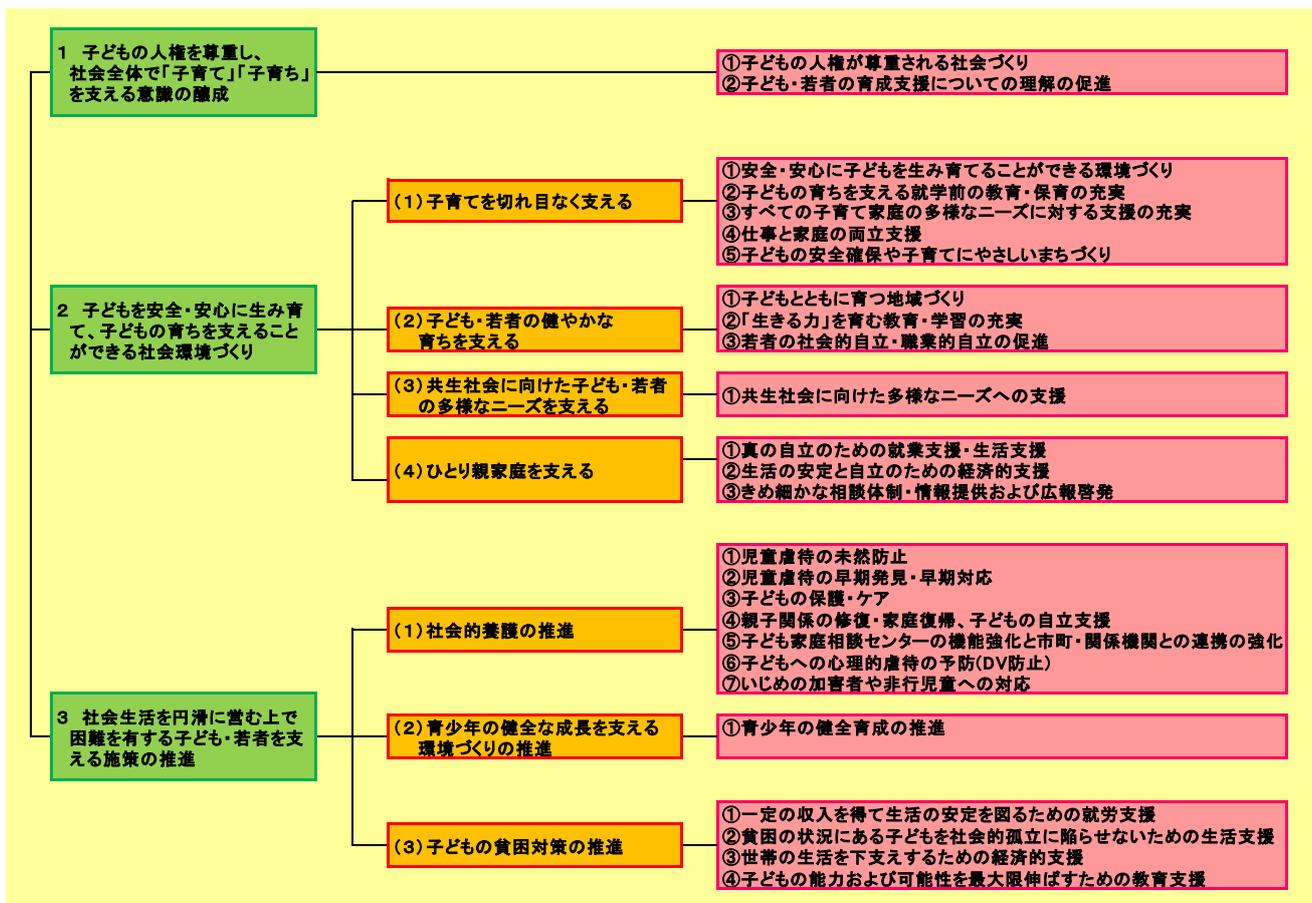
子ども・若者の成長とともに明るさと活力が生まれる

子ども・若者の健やかな育ちと自立は、社会に新たな明るさと活力をもたらします。子ども・若者の育ちと自立を社会全体で支えることにより、地域も子ども・若者とともに個性的で魅力ある地域として成長していきます。

施策の基本的視点

- 1 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える視点
- 2 子どもや子育て家庭の支援に立ち、社会全体で子育て・子育てに関わり、ともに育つ視点
- 3 すべての子どもや若者が安心して健やかに成長する居場所と、自らの力を発揮できる出番を創出する視点
- 4 子どもが生まれる前から自立するまで、子どもの成長段階をつなぐ切れ目のない施策を推進する視点
- 5 各分野のつながりを意識し、横つながりのある施策を推進する視点

淡海子ども・若者プランの施策体系



3つの施策の柱と主な取組

今後5年間において、次の3つを柱として、必要な施策を推進していきます。

1 子どもの人権を尊重し、 社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成

- ① 子どもの人権が尊重される社会づくり
- ② 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
- 子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成
- 地域の教育力の向上
- 子どもの人権尊重にかかる研修の実施
- 家庭の教育力の向上

2 子どもを安全・安心に生み育て、 子どもの育てを支えることができる社会環境づくり

- (1) 子育てを切れ目なく支える
- ① 安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり
- ③ すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
- 子を生み育てる機運の醸成
- 子育て家庭の教育力・保育力の向上
- 安全・安心な妊娠・出産の確保
- 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実
- 子どもの健康・医療の充実
- 障害のある子どもとその家族への支援
- ② 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
- ④ 仕事と家庭の両立支援
- 就学前の教育・保育の提供
- ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組
- 認定こども園、保育園および幼稚園における教育・保育の場の充実
- 企業における子育て支援の取組の推進
- 保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の確保および資質の向上
- ⑤ 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
- 障害のある乳幼児への支援
- 地域における安全の確保

- (2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える
- ① 子どもとともに育つ地域づくり
- ② 「生きる力」を育む教育・学習の充実
- 地域・企業がともに関わり支える地域づくり
- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む
- 地域のなかで子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保
- 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む
- ③ 若者の社会的自立・職業的自立の促進
- キャリア教育の推進
- 若者の就職支援の充実
- 若者の主体的な社会参画の促進

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育てを支えることができる社会環境づくり～つづき～

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

① 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

- 障害のある青少年に対する支援
- 外国人青少年に対する支援

(4) ひとり親家庭を支える

① 真の自立のための就業支援・生活支援

- ニーズに対応した就業相談の充実
- 自立を目指した能力開発の支援
- ひとり親が働きやすい職場環境づくり
- 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
- 子どもの学習をサポートする支援
- 面会交流の普及・啓発

② 生活の安定と自立のための経済的支援

- 生活基盤となる住宅の確保のための支援
- 生活の安定を図るための経済的支援
- 養育費取得のための支援

③ きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発

- ニーズに対応した相談体制の充実
- ひとり親家庭への情報提供の充実
- ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進

① 児童虐待の未然防止

- 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- 未然防止に有効な子育て支援の充実
- 子ども自らの人権意識の向上

② 児童虐待の早期発見・早期対応

- 保健・医療・福祉の連携による早期発見と支援
- 特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

③ 子どもの保護・ケア

- 一時保護機能の充実
- 児童養護施設、里親委託等の受入れ体制の整備
- 子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

④ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

- 親子関係の修復・家庭復帰
- 子どもの自立支援

⑤ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

- 子ども家庭相談センターの機能強化
- 市町との連携
- 関係機関の役割と連携

⑥ 子どもへの心理的虐待の予防(DV防止)

- 広報啓発

⑦ いじめの加害者や非行児童への対応

- 学校、家庭裁判所との連携

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する 子ども・若者を支える施策の推進

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

① 青少年の健全育成の推進

- 青少年を健全に育成するための環境整備

- 非行少年等の立ち直り支援の充実
- 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援
- 心の問題を抱える青少年に対する支援

(3) 子どもの貧困対策の推進

① 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

- 保護者に対する就労の支援
- 子どもの就労支援

③ 世帯の生活を下支えするための経済的支援

- ひとり親家庭に対する支援
- 生活保護世帯に対する支援

② 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

- 保護者の生活支援
- 子どもの生活支援
- 関係機関との連携等
- その他の生活支援

④ 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

- 学校を拠点にした総合的な子どもの貧困対策の展開
- 貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上
- 就学・修学支援の充実
- 生活困窮世帯等への学習支援

計画推進のために必要な事項

計画を実行性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいく必要があります。

1. それぞれの役割

県

子育てや子どもの健やかな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。

子どもの健やかな成長や自立に向け、子ども・若者や子育て家庭の個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。市町に対しては、情報の共有や助言、人材の育成等を通じて、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよう支援します。

市町

住民に身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のもの、子ども・子育て支援事業計画等の基づき、住民にニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められます。

家庭

家庭生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女が共に家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていくことが求められます。

認定こども園・保育所、幼稚園

子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。また、安全確保や見守り、虐待の早期発見・未然防止など地域と連携して子どもの育ちに関わる

学校

子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

企業

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着など、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われるさまざまな子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

県民・地域

子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

また地域においては、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、児童虐待防止のため、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

2. 関係者の協力・連携

滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心とした関係部局の相互連携により、子ども・若者施策を総合的に進めるとともに、国、市町、企業や民間団体等との連携・協力を図りながら、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりを進めます。

3. 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて見直します。

主な数値目標

平成31年度（2019年度）末において達成を目指す施策の成果を示す指標と目標値は次のとおりです。

指 標	現状	目標
	平成25年度 実績	平成31年度
認定こども園等利用者児童数	47,109人	52,186人
一時預かり事業利用者児童数	54,928人	137,908人
地域子育て支援拠点事業利用者数	521,224人	778,344人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）利用者児童数	11,327人	15,275人
乳児家庭全戸訪問事業実施率	88.6%	100%
淡海子育て応援団事業登録店舗数	1,398店舗	2,000店舗
母子家庭等就業・自立支援センターの 取組による年間就業者数	155人	260人
養育里親登録数	144家庭	180家庭
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.0% (H24)	98.9%

発行者：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

計画策定：平成27年（2015年）3月

発行：平成28年（2016年）3月

TEL：077-528-3550 FAX：077-528-4854 E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

淡海子ども・若者プランの全文は、子ども・青少年局ホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kodomokatei/>）に掲載しています。